

消費生活相談員（会計年度任用職員）募集要項

～～荒川区消費生活センターの消費生活相談員の募集です～～

1 職 種 荒川区消費生活相談員

2 業務内容

- ・消費生活相談、相談に関する情報の収集、整理、管理、提供、及び啓発に関すること
- ・消費者講座（出前、出張）等の企画運営及び派遣による講義に関すること
- ・各種研修等への参加及び区報及び産業情報誌等への原稿執筆等に関すること
- ・多重債務及び詐欺等の消費者被害の防止及び啓発に関すること
- ・相談情報のPI0-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）への登録に関すること
- ・その他、産業振興課長が指示すること

3 募集人員 1名（欠員募集）

4 応募資格

- ・採用日現在、下記のいずれかの資格を有すること
 - ①消費生活相談員資格（国家資格）を有する方
 - ②平成28年4月1日施行の改正消費者安全法に基づき消費生活相談員資格試験に合格したとみなされた方
- ・パソコンの基本操作（エクセル、ワード、インターネット等）ができること
- ・本業務に関する知識と職務を遂行する熱意を有する健康な方

なお、地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方は応募できません。

～～地方公務員法第16条（欠格条項）～～

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

* 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は選考を受けることができません。

5 募集期限 令和8年9月28日（月）必着

6 勤務場所 荒川区消費生活センター（荒川区荒川2-2-3 荒川区役所内）

- 7 勤務日時 1日7時間45分、週31時間勤務（通常は月～金のうち週4日間勤務）
午前8時30分から午後5時15分（通常勤務時間）
※イベント等従事のため、年2回程度、土日・祝日等に勤務する場合があります。
（その場合は、原則として勤務日の振替になります。）
- 8 報 酬 月額268,512円
※上記金額には、所得税、社会保険料等の本人負担を含みます。
※上記のほか、期末手当・勤勉手当（原則、任期6か月以上、令和7年度支給実績：4.9か月分）、交通費（限度額あり）等が支給されます。
- 9 福利厚生 厚生年金保険加入、共済組合（短期）加入、雇用保険加入、
年次有給休暇（初年度7日間）、夏季休暇、慶弔休暇あり
- 10 雇用期間 令和8年11月1日から令和9年3月31日まで
※採用から原則1か月は条件付採用期間となります。ただし、任用後1か月の勤務日数が15日に達しない場合は、その日数が15日に達するまで延長します。
※勤務成績が良好と認められた場合は、翌年度に再度任用する場合があります。
（原則65歳未満の場合に限る）
- 11 選 考 一次選考：書類選考・課題シート
二次選考：面接 随時（※書類選考合格者に別途通知いたします。）
- 12 応募方法 次の書類を簡易書留により郵送または、荒川区役所6階産業振興課消費生活センターに直接持参してください。【締切：令和8年9月28日（月）】必着
（1）写真を貼付した選考申込書（様式1）
（2）課題に対する記述シート（様式2）
○課題：「これからの消費生活における消費生活相談員の役割について」
（3）資格証の写し
※不合格の場合は、選考後、返却いたします。
※様式1及び2についてワード等での入力可です（自署指定部分を除く）。
様式2を手書きする場合は市販原稿用紙（A4判横書き）利用可です。
- 13 結果通知 選考後、速やかにご連絡いたします。
- 14 応募・問合せ先 荒川区産業経済部産業振興課消費生活センター
〒116-8501 荒川区荒川2丁目2番3号
電話03-3802-4673

荒川区役所 案内



- ・ JR常磐線「三河島」駅 下車、徒歩10分
- ・ 京成線「町屋」駅 下車、徒歩12分
- ・ 東京メトロ千代田線「町屋」駅 下車、徒歩12分
- ・ 都電荒川線「荒川二丁目」又は「荒川区役所前」下車、徒歩4分